

争議行為の予告について

労働組合東京ユニオン執行委員長関根秀一郎から争議行為を行う旨の通知が令和6年9月12日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

令和6年9月19日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

不当労働行為の撤回等の要求に関する件

二 日時

令和6年9月24日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

別表のとおり

四 種類（以下原文のまま掲載）

組合員全員もしくは一部の組合員による時限（あるいは全日）ストライキや怠業、抗議集会、抗議行動など、あらゆる形式の争議行為を行う。

別表

らいおんハート訪問看護 リハビリステーション中 村橋	練馬区貫井二丁目3番5号 シュウ・カワグチ北ビル3階
らいおんハート訪問看護 リハビリステーション中 村橋・サテライト小松川	江戸川区小松川二丁目8番1号 鈴木ビル203

らいおんハートリハビリ 温泉デイサービス弥生町	中野区弥生町三丁目３６番９号 アゼリア中野１０１
らいおんハートリハビリ 温泉デイサービス練馬	練馬区東大泉七丁目３６番１１号 サンヒルズいがしら１階
らいおんハートリハビリ 温泉デイサービスひまわり	江戸川区南砂三丁目５番３号 スターハイツ１階
らいおんハートことばと からだの温泉デイサービス 南小岩	同　　区南小岩三丁目２６番１１ 号　スエヒロビル１階
らいおんハートリハビリ 温泉デイサービス本所	墨田区本所一丁目２番１４号 ストークマンション１０１